

第927回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和2年2月7日（金）午後1時30分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 伊東教育長，伊藤委員，齋藤委員，千木良委員，小室委員，小川委員

4 説明のため出席した者

千葉教育次長，松本教育次長，布田参事兼総務課長，大町教育企画室長，小幡福利課長，伊藤教職員課副参事兼課長補佐，奥山参事兼義務教育課長，鈴木高校教育課副参事兼課長補佐，目黒特別支援教育課長，相馬施設整備課長，駒木スポーツ健康課長，嘉藤参事兼生涯学習課長，天野文化財課長 外

5 開 会 午後1時30分

6 第926回教育委員会会議録の承認について

伊東教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第927回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

伊東教育長 小室委員及び小川委員を指名する。
本日の議事日程は，配付資料のとおり。

8 秘密会の決定

6 議事

第1号議案 職員の人事について

第2号議案 宮城県文化財保護審議会委員の人事について

伊東教育長 6 議事の第1号議案及び第2号議案については，非開示情報等が含まれているため，その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) この審議等については，秘密会とする。

秘密会とする案件は，8の次回教育委員会開催日程の決定後に説明を受けることとしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり（秘密会のため非公開）

9 専決処分報告

第371回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：千葉教育次長)

「第371回宮城県議会議案に対する意見について」御説明申し上げます。資料は，1ページから6ページである。はじめに，資料2ページを御覧願いたい。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により，1月22日付けで知事から意見を求められたので，議案の内容について御説明申し上げます。まず，令和2年度当初に係る議案であるが，資料3ページの「第371回宮城県議会提出予算議案の概要」を御覧願いたい。「1 予算の概要」であるが，令和2年度一般会計歳出予算のうち，教育庁関係分の予算額は，1，690億1，724万7千円で，令和元年度当初予算と比較すると，51億8，492万9千円の増となっている。その要因の主なもの，校舎改築工事等による増額である。次に，主な事業についてであるが，第2期教育振興基本計画に基づく基本方向ごとにとりまとめているので，そのうち，新規・拡充事業を中心に御説明申し上げます。まず，「目標1」については，

(1)の「チ いじめ対策・不登校支援等推進事業」については、不登校児童生徒及び不登校リスクのある児童生徒の学習機会や社会的自立に向けた支援を柔軟に行う体制整備として、モデル校として指定する4校の小中学校内に、(仮称)学び支援教室を設置する事業を行うことから、事業費は、前年度から2,787万2千円増額の3億7,482万6千円である。「ル みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」については、現在、28の市町の運営を支援しているが、来年度は33市町村へ拡充し、事業費は、前年度から3,600万円増額の3億9,700万円である。(2)の「ロ 体力・地域スポーツ力向上推進事業」については、市町村やスポーツ関係団体から、民間企業や大学等と連携して課題解決に取り組む事業提案を募集し、モデル事業として実施しているが、これまでの児童生徒の体力・運動能力向上等を図る取組に加え、新たに運動習慣化に向けた課題等にも対応する必要があることから、事業費は、前年度から500万7千円増額の、1,510万7千円である。次に、「目標2」であるが、(1)の「ト みやぎグローバル人材育成事業」については、仙台二華高校において、国際バカロレア認定に向けた取組を実施するものであるが、来年度は校舎増築工事や授業実施に向けた必要備品の整備等を行うものであり、事業費は、前年度から1億6,795万7千円増額の、2億5,395万7千円である。「リ ICT教育環境整備促進事業」及び資料4ページ、(3)の「ハ 特別支援学校プログラミング教育推進事業」については、既にタブレットパソコンの整備を進めている県立中学校・高校に加え、国の経済対策である「GIGAスクール構想」を向け、県立中学校及び特別支援学校での整備を促進するものであり、事業費は2事業併せて、前年度から4,274万8千円増額の5,904万8千円である。「ホ 旧教育研修センター施設解体整備事業」及び「へ 私立特別支援学校設置補助事業」については、平成25年3月に閉所した旧教育研修センター跡地を、高等学園として利活用するため、利用が困難な一部の施設等の解体を行うとともに、高等学園を運営する学校法人が、学校施設整備に要する経費について補助するものであり、事業費は解体に係る経費として1億9,657万3千円、補助に係る経費として4億円である。次に、「目標3」については、(2)「ロ 被災地訪問型研修事業」については、大川小学校訴訟の最高裁の決定を踏まえ、児童生徒の生命を守ることを最優先とした、より高いレベルでの学校防災の再構築が求められていることから、新任校長を対象とした被災地の訪問に加え、講義やグループワークを行い、防災に関する意識を伝承するとともに、知識や技能を習得するものであり、事業費は30万円である。「ホ 学校安全教育推進事業」については、同じく大川小学校訴訟の最高裁の決定を踏まえ、教育現場において、より高い専門性に基づく防災教育の充実と、学校防災に係るこれまでの取組の検証及び新たな取組を検討する、宮城県学校防災体制在り方検討会議を設置するもので、事業費は、前年度から116万1千円増額の668万4千円である。

なお、今月5日には、第1回目の検討会議は今月5日に開催したところである。次に、「目標4」については、(1)の「ロ 部活動指導員配置促進事業」については、これまでの中学校に加え、新たに県立高校19校に指導員を配置するものであり、事業費は、前年度から1,032万4千円増額の1,633万4千円である。「ハ 学校運営支援統合システム整備事業」については、生徒の成績処理等を行うシステムの維持管理に加え、教職員の働き方改革推進のため、各県立学校に出退勤管理ソフト及びICカードリーダーを整備し、客観的に出退勤の管理をするものであり、事業費は、前年度から1,629万6千円増額の7,821万2千円である。「ニ スクールサポートスタッフ配置事業」については、教員の負担軽減を図り、児童生徒への指導や教材研究の時間を確保する体制を整備するため、学習プリントの印刷や授業準備の補助といった支援を行い、配置したモデル校において、課題の抽出や分析を行うものであり、事業費は1,451万6千円である。「ホ ICTを活用した研究・研修・支援事業」については、総合教育センターを拠点として、従来の講義形式で行っていた研修を、ICTを活用したeラーニングやサテライトWeb研修といった時間や場所に制限されない形で実施することにより、児童生徒と向き合う時間の確保や校内研修の充実を図るものであり、事業費は、1,090万8千円である。「へ 東日本大震災みやぎこども育英基金造成費」については、これまで知事部局において管理していた東日本大震災みやぎこども育英基金について、令和2年度からは教育委員会で管理することとしており、それに伴い、今年度発生した運用益を積み立てるものであり、事業費は137万9千円である。「ル 再編統合施設整備事業」、「ヲ 校舎改築事業」及び「ワ 校舎等小規模改修等事業」については、南部地区職業教育拠点校の建設工事や、石巻好文館高校の校舎改築工事のほか、老朽化した県立学校の校舎等の施設・設備の改修を行うもので、事業費は合わせて約12.5億円を計上している。

資料5ページを御覧願いたい。次に、「目標5」であるが、(1)の「二 生涯学習プラットフォーム構築事業」については、地域の人々や行政、NPO等が連携して、学びの成果を生かす情報などを一元的に提供するポータルサイトの構築を行うものであり、事業費は、315万2千円である。次に、「債務負担行為」であるが、県立学校の校舎建設工事など10件について、必要な期間及び限度額の債務負担を設定するものである。続いて、国の補正予算に対応する予算議案について御説明申し上げる。

資料6ページの「第371回宮城県議会提出予算議案【国経済対策】の概要」を御覧願いたい。「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち、教育庁関係分として、28億6,565万1千円を増額計上しようとするものである。その内容としては、「2 事業の概要」に記載しているが、「GIGAスクール構想」の実現に向けた、全県立学校を対象とした校内ネットワーク整備や海洋総合実習船「宮城丸」の代船建造に係る経費などである。資料1ページにお戻り願いたい。

以上、知事から意見を求められた議案の内容について御説明申し上げたが、この照会に対しては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、1月22日付けで専決処分し、異議のない旨回答したので、同条第2項の規定により報告する。

本件については、以上である。

(質 疑)

伊 藤 委 員 事業の実施に当たっては、当初の計画どおり実施されているか確認しながら進めないと、計画にそぐわなくなる可能性もあるので、関係課においては十分に確認しながら事業を進めてほしい。

千 葉 教 育 次 長 委員御指摘のとおりである。前年度に実施した事業の行政評価は実施しているものの、その対象は前年度に実施した事業となることから、事業の実施に当たっては、年度内においても成果が挙がっているか確認しながら進めていきたいと考えている。

10 議事

第3号議案 宮城県指定文化財の指定について

(説明者：千葉教育次長)

第3号議案について、御説明申し上げます。資料は、10ページから15ページである。はじめに、資料11ページを御覧願いたい。

今回の指定については、令和2年1月16日付けで、宮城県文化財保護審議会から「指定することが適当」と答申を受けた「弩機 伊治城跡出土」と「若宮八幡神社の湯花行事」を、それぞれ文化財保護条例第3条第1項及び第22条第1項の規定により、宮城県指定文化財として指定するものである。

次に、資料13ページを御覧願いたい。伊治城は、神護景雲元年(西暦767年)に律令政府が東北統治の拠点の一つとして設置した城柵の一つで、現在の栗原市築館城生野に所在する。本資料は、その伊治城跡の堅穴建物跡床面から出土した古代武器・弩の発射装置「機」である。弩は、木製の台である「臂」に、「弓」と「機」を取り付けた構造となる。本資料「機」は、各部を留めるピンの一部の欠損を除くと完形で出土した。その大きさや形態から携行用の弩であったとみられ、8世紀後半の律令政府の最前線拠点だった伊治城に所属する兵士の武器と考えられる。これまでに国内で発見された古代の弩は2例あり、本資料以外はすべて「臂」で、祭祀用木製具と元寇の際に元軍が使用したものに限られている。本資料は、発見から約20年が経過した現在においても、国内で出土した弩機としては、初例かつ唯一のものである。これまで文献のみ知られていた弩の存在を証明したほか、中国出土の弩機と構造が共通した実戦用の武器であることを示したものと、大変貴重な資料である。

次に、資料14ページを御覧願いたい。若宮八幡神社の湯花行事は、大崎市三本木新沼地区で毎年旧暦9月18日の夜に行われる行事である。同地区の安寧を願う大釜と家単位で奉納する羽釜が参道にならべて置かれ、白装束の神職がこれら一つ一つに対して湯笹を浸けて湯を振りまく。釜の奉納者はこの傍らで湯を浴びたのち、白装束の神職の腰を抱いて釜から引き離し、「ケンザ」と呼ばれる神職に正対させる。これを受けてケンザは白装束の神職に向かって祈願を唱える。白装束の神職が振りまく湯は花に見立てられ、奉納者はこれを浴びることで無病息災になると考えられている。湯花行事は我が国の祭礼の一つのあり方を伝えるも

ので、若宮八幡神社においては文献によりその歴史を近世まで遡ることが可能であり、時代的な変容はありながらも大柁において古式を遺していることが確認できる。現在でも旧暦で開催され、加えて家単位で釜の奉納が続けられるなど地域的な特徴もよく示している。また、行事に用いられた湯笹や木杭が各家の厄除けのために飾られるなど、地域住民により今日まで伝承されている点も評価される。

以上のことから、「弩機 伊治城跡出土」と「若宮八幡神社の湯花行事」は本県にとって貴重であり、それぞれ宮城県指定有形文化財（考古資料）と宮城県指定無形民俗文化財（風俗慣習）に指定することが適当であると判断する。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

（ 質 疑 ） 質疑なし

伊 東 教 育 長 （委員全員に諮って）事務局案のとおり可決する。

1 1 資料（配布のみ）

（1）教育庁関連情報一覧

（2）令和2年度宮城県立中学校の入学者選抜結果について

（3）令和2年度宮城県公立高等学校入学者選拔出願希望調査結果について

（4）令和2年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（12月末現在）

1 2 次回教育委員会の開催日程について

伊 東 教 育 長 次回の定例会は、令和2年3月17日（火）午後1時30分から開会する。

1 3 閉 会 午後2時39分

令和2年3月17日

署名委員

署名委員